

VEGAS BANK会員規約

第1条（目的）

本規約は、株式会社UNI（所在地：〒150-0043 東京都渋谷区道玄坂1-16-16リードシー渋谷道玄坂7F、代表取締役：石川諒、以下「当社」という）のVB会員が、VB運営のビジネス情報提供を受け、その趣旨に賛同する人々と向上心と豊かな人生設計を組み立て、それを人々と互いに分かち合う努力によって、社会に貢献し、社会ルールや会員規則を守って、会員同士がお互いに協力し助け合いながら、常識あるビジネスを行うことを目的とし、当社と取引先であるVB会員の間の一切の關係に適用されます。

第2条（取扱商品「特定負担」）

1.本規約における商品とは、以下のものをいう。

1) パチンコ台NFT、パチプロNFTを含むVEGAS BANK NFT全般、その他当事業に関連するNFT商品

2) アップグレード

（パチンコバンクNFTの差額を支払うことにより、任意のタイミングで上位プランへ変更することができる）

※詳細につきましては、4頁「VEGAS BANK NFT 商品一覧」をご参照ください。

第3条（会員資格）

1.会員とは、株式会社UNI（以下「当社」という）の商品及びサービス（以下「商品」という）の使用・利用することを通して、その特性を理解した上で、商品の販売及び紹介・勧誘等のビジネス活動を目的として登録された方をいいます。

2.下記の全ての条件を充たしている方を会員とします。

1) 18歳以上（学生を除く）であること。

※20歳未満の会員は最低金額のプランのみ契約が可能です。

2) 会員の紹介を受けていること。

3) 会員登録手続きを書面またはWebのフォームから行い、当社に登録情報を提出していること。

4) 会員として相応しくないと判断される特段の事情がないこと。

※ご夫婦が各自で会員になりたい場合は、各々の個人氏名で登録することができます。

5) 法人として登録する際には、登記簿謄本のコピー（発行後3ヶ月以内のもの）を提出し、法人名と代表者名を登録してください。

3.クーリング・オフや解約をした場合、報酬の権利関係を示したマップ上の登録ポジションが消滅となり、会員資格を失います。

4.会員資格を解約または取消されたその日から再登録できません。また、会員は一度登録した会員資格を原則として他の系列に変更することはできません

5.会員資格を他の人に貸したり譲渡したりすることはできません。ただし、当社の許可を得た場合はその限りではありません。

6.会員は、当社の従業員や代理人・代表者ではないため、誤解を招くような表現をしてはいけません。また、会社の称号や商標、商品名を無断で使用することはできません。

7.次の各号の一に該当する者は、会員になれません。

1) 学生（高等学校・大学・大学院・短期大学・高等専門学校・専修学校・専門学校・予備校等）の方

2) 一般法人を除く法人（宗教法人・みなし法人・政治団体等含む）

3) ベガスバンクの商品であるNFTの購入をクーリング・オフまたは解約されてから1年以内の方

4) 過去に何らかの理由でUNIの会員から除名になっている方

5) 日本国内に在留資格のない外国籍の方

6) 日本国内に在留資格があるが、日本滞在が1年未満の方

7) 反社会的組織、それに準ずる組織に属する方、及びそれら組織に關係のある方

8) 成年被後見人・被保佐人

9) 懲役または禁錮の刑に処せられた方

10) その他UNIの審査基準に反する方

第4条（会員解約）

1.会員は、当社に対して書面に必要事項（氏名・住所・電話番号・会員番号）をご記入の上会員資格解約の旨

を記載しご郵送いただければいつでも解約できます。

2.会員がクーリング・オフした場合は、解約の申し出の書類がなくても会員登録を同時に解約いたします。

第5条（会員規約等の遵守）

1. 会員は特定商取引に関する法律（以下「特定商取引法」という）及び関連法規並びに会員規約を遵守し、適正なビジネス活動を行わなければなりません。

2.入会を希望される方は概要書面をよく読み、ビジネスの内容及び会員規約を理解・納得したのち、ご自身で申込書を記入・署名、またはウェブ上のフォームへご入力の上でお申し込みください。
※会員になるには、登録申請と同時に当社が指定する商品を購入することが必要です。

第6条（登録手続き）

1.紹介者である会員から概要書面を無料で受け取ります。

2.紹介者から会社概要・商品内容及び報酬制度等について正しい説明を受けます。

※説明された内容と概要書面の内容に差異がある場合には、当社までご連絡ください。

3.前述の「登録方法」の項目に従い、会員登録申請してください。

※会員登録者は、必ずご自身の意志で、用紙に記入・署名またはフォームへの入力を行なってください。

4.会員登録申込時のNFT購入代金等（特定負担）については、当社指定口座へお振り込みください。

※振込手数料等は、登録申請者の負担となります。

第7条（会員の特典・権利）

1.新規会員を紹介することができます。

2.アフィリエイトプログラムに参加することができます。

※詳細につきましては、5～6頁「VBアフィリエイトプログラム」をご参照ください。

3.必要に応じて、当社より最新情報が提供されます。

4.当社が主催する各種イベントやキャンペーン等に参加することができます。

第8条（禁止行為）

1.会員は当社ビジネスの勧誘、販売目的であることを告げずにお客様に対して公衆の出入りしない場所で商品の販売やビジネスの勧誘をしてはいけません。

2.正当な理由なく深夜・早朝などに勧誘することや、長時間または執拗に勧誘してはいけません。

3.商品について、その種類・性能・品質・内容等を説明しない、または事実と異なることを言って勧めてはいけません。

4.商品の価格、登録料、手数料など商品を購入するときにかかる費用や、会員になるときの特定負担を説明しない、事実と異なることを言ってはいけません。

5.会員登録をさせるために脅したり、不安にさせたり戸惑わせてはいけません。

6.事実と異なるような報酬制度の説明をしたり、「絶対に儲かる」「誰でも成功できる」など、簡単に儲けられるという話だけで勧誘してはいけません。

7.商品の返品や登録の解除、クーリング・オフについて説明をしない、または事実と異なることを言ってはいけません。

8.商品の返品や登録の解除、クーリング・オフをさせないように脅したり、不安にさせたり戸惑わせてはいけません。

9.チラシ・雑誌・新聞・インターネット上のホームページ及びEメール・その他の通信媒体を利用しての、いわゆる誇大・虚偽広告を行ってはいけません。原則、当社は広告を推奨しておりません。

10.当社に無断で、当社の会社名、商標、ロゴ等を使用してはいけません。

11.当社の作成する資料その他著作物を、事前に書面による会社の承諾なく使用してはいけません。

12.当社主催の各種セミナー、勉強会、会議等において、オンライン・オフラインを問わず許可なく撮影・録音・録画をしてはいけません。

13.相手方の自己資金不足を補う手段として立替・融資のあっせん・借入を勧めることや、名義貸しなどの行為をしてはいけません。

14.セミナー会場を除く、新規勧誘時に当社の関連団体として他社や著名人の名前を利用してはいけません。

第9条（遵守事項）

- 活動の際は、特定商取引法及び関連法規並びに最新版の本規則を理解・遵守し、当社の指導に従わなければなりません。
- 活動の際は、氏名等を記入した「概要書面」を交付し、相手方に勧誘、販売目的であることを告げ、内容を十分に理解していただくように説明しなければなりません。
- ビジネス活動に生じる諸経費は各自の負担となります。
- 会員は、反社会的な活動を行ってはならず、リクルート活動を行う場合は常識ある健全な行動でなければなりません。
- 会員は、自ら最新版の本規約に違反しないよう努めるだけでなく、自分が紹介した会員やそのグループ内の会員が本規約の内容を理解・遵守できるように説明指導しなければなりません。
- 会員は、自らが紹介した会員やそのグループ内の会員に向け、継続的に、教育、指導、援助を惜しまず行わなければなりません。
- 会員は、法で定められた納税義務を守らなければなりません。
- 会員は、会員組織の中に特定の派閥を設け、互いの利益を損ねたり攻撃したりするようなことがあってはなりません。

9.書面の交付義務と氏名等の明示

- お客様に商品の販売または入会の勧誘をする際には、まず氏名・名称・目的を明らかにして、お客様の了解を必ず得てから説明を開始してください。
- お客様に入会の勧誘をするときは、無料で必ず氏名等を記入した「概要書面」を渡さなければなりません。その際、商品、特定負担、契約の解除、クーリング・オフ、中途解約・返品ルール、各種報酬、会員規約等について十分に理解していただくように説明しなければなりません。
- お客様に当社の概要・商品・報酬制度等について説明をする場合には、誰に対しても正確にわかりやすく、誤解の無いように伝えなければなりません。
- 会員は、自分の行動が自分の仕事のみならず、他の会員にとっても影響をもつものであることを認識し、常に責任ある行動をとらなければなりません。もし問題が生じた場合、その責任はご自身で負うものとし、当社がその責任を負うことはないものとする。

第10条（登録内容の変更）

- 結婚・離婚・養子縁組等による名義変更が生じた会員は、戸籍謄本と必要書類を提出することで、登録内容の変更ができます。
- 会員本人が死亡または何らかの事情で活動することが不可能になった場合、法定相続人第二親等まで）に相続することができます。その場合には、法定相続人を証明する書類の提出が必要です。
- 登録会員の死亡及びその他の諸事情に伴う名義変更（会員資格の承継）の受付期間は、VB運営からの書類発送日から三ヶ月とし、変更手続きが行われない場合には理由の如何に関わらず会員資格を抹消する。

第11条（解約・抹消による資格の喪失）

- 会員は自己申告により、いつでも書面をもって解約することができます。書面を当社が受理し、承認した日からすべての資格・権利・利益は喪失します。
- 会員が「死亡したとき」は、その資格を喪失します。
（1年以内に会員の相続手続きを行えばこの限りではありません）
- 会員が、次に掲げる事項の一に該当するときは、当社の判断で会員資格を抹消します。この判断に対し、会員は異議申し立てをすることはできません。

- ・会員が会員規約に違反した場合
 - ・他人名義で会員登録したり、または活動している場合（登録した会員及び名義を貸した会員）
 - ・禁治産者、準禁治産者・刑法、特定商取引法、薬機法等の関連法規に違反し、反社会的行為のあった者
 - ・健全なビジネスを営むうえで当社が不相当と認めた者
 - ・別に定める遵守事項に反したり、禁止行為を行った者
 - ・当社または、他の会員に多大な迷惑をかけた場合
 - ・過去1年以内に当社サービスを利用し、会員資格を剥奪または契約解除された者及びその者の親類縁者
- 当社の判断で登録を抹消された場合には再登録できません。
 - 解約・喪失・抹消後の商品の返品はできません。

- 解約・喪失・抹消時に、当社に支払い金・過払い金・報酬等がある場合は、相殺・精算いたします。
- 解約・喪失・抹消した会員は、当社が提供した会員に関する一切を直ちに返還しなければなりません。

第12条（返品・交換のルール）

商品の返品・交換は原則としてできませんが、商品に不良、不機能が合った場合は交換いたしますので、商品到着後速やかにお申し出ください。ただし、商品受取日から90日以上経過したものについては、対応できませんのでご注意ください。また、登録後1年以内に中途解約する場合の中途解約・返品ルールについては第13条の「特定商取引法に基づく商品の返品に関するルール」での対応となります。

第13条（特定商取引法に基づく商品の返品に関するルール）

1.会員は登録した日から起算して1年以内に中途解約する場合で、解約日から遡って90日以内に購入した商品について以下の1~5に当てはまる場合に限り、当社所定の手続きにより返品することができます。

- 1) 当社の個人会員であり、登録後1年以内の解約に伴う返品であること。
 - 2) 登録者本人が購入した商品であり、自らの意志で返品すること。
 - 3) 商品受け取り後90日以内の商品であること。
 - 4) 未使用、未消費及び再販売していない商品であること。
 - 5) 自らの責任で商品を滅失または毀損していないこと。
- 2.当社の事務手数料として商品購入代金の10%を差し引き、商品購入代金の90%を返金します。なお、アフィリエイトにより報酬を受け取っている場合には、返金額と相殺させていただきます。
- 3.手続きは書面またはメールにて、申出日、解約の意思、会員番号、氏名、住所、電話番号、紹介者名をご記入の上、当社までお送りください。

第14条（クーリングオフ）

- 1.契約書面の受領日、もしくは初回購入商品の受領日のいずれか遅い日から起算して20日を経過するまでは、理由を問わず、書面または電磁的記録（電子メール等）によって通知することにより、会員契約を解除することができます。
 - 2.会員が、クーリングオフについての不実告知により誤認し、または、威迫によって困惑しクーリングオフを行わなかった場合は、会員は上記クーリングオフ妨害解消のための書面を受領してから20日間、書面または電磁的記録（電子メール等）によって通知することにより（1）の経過に拘わらず、クーリングオフを行うことができます。
 - 3.クーリングオフが行われた場合、会員はこれに伴う損害賠償または違約金の請求をされることはありません。
 - 4.クーリングオフは、会員が書面（電子メール等の電磁的記録を含む）を発送した時点で、効力を生じます。
 - 5.クーリングオフがあった場合、当社は会員が支払い済みの商品代金、登録料等の一切の金銭全額を、運営への通知日から起算して、5営業日以内に速やかに返還致します。
- ※クーリングオフ制度は、法人会員には適用することができません。

切手

〒150-0043

東京都渋谷区
道玄坂1-16-16
リードシー
渋谷道玄坂7F
株式会社UNI 宛

書面での通知例（表）

書面での通知例（裏）

- ・申込日
 - ・ご契約者会員番号
 - ・ご契約者氏名
 - ・住所
 - ・電話番号
 - ・紹介者名
 - ・商品名
 - ・金額
- 上記日付の申込を撤回し、契約を解除します。

第15条（その他のルール）

1.会員資格を有する者に対し、新たにあなたの系列に入るように勧めたり、登録を促したりしてはいけません。ビジネス活動では、会社からの情報に基づいて、商品やビジネスの説明をしてください。公序良俗に反する発言や行為を行ってはいけません。会員登録後は当社の会員組織に対して、連鎖販売取引及び他の組織販売に関わるビジネスの勧誘、商品の販売等をしてはいけません。

2.健全な組織運営を行うため、会員規約の違反をみつけた場合は、直ちに当社へ報告してください。会員は下位系列で商品の返品やクーリングオフが生じた場合には、その対象となる商品の売上から発生した既に支給された報酬は返還しなければなりません。

3.同一名義の方からの登録は、一人につき、一登録までとします。

4.本規約に違反した行為により、当社が損害を受けた場合は、別途損害賠償請求いたします。この判断に対し異議申し立てをすることはできません。

第16条（個人情報の取り扱い「個人情報保護法」による）

1.当社の個人情報利用目的

「会員登録申請書及び同意書」及び各種変更用紙に記載する情報（氏名・住所・電話番号等）は当社より商品提供及び付随する各種サービスを提供するために必要となるもので、当社サービス以外の目的に利用することはありません。

※各種サービスとは、商品及び各種文書のWeb配送・顧客管理・会員サイトでの情報提供等です。

2.個人情報の第三者提供

当社が所有する個人情報を第三者へ提供する場合は、あらかじめその個人情報の主体であるご本人の同意を得るか当社ホームページ等により公表します。具体的な開示内容と情報開示先の第三者は以下のとおりです。

1) 会員情報（会員番号・氏名・登録日・解約日・購買履歴を含む）について、上位会員の求めに応じてビジネス活動のサポートを目的として提供することがあります。

2) 会員サイトより確認できる組織図（マップ）より会員情報（会員番号・氏名・登録住所の都道府県・登録日・解約日・ボーナス状況を含む）が公開されます。

3) その他、以下の場合には例外として事前の合意なしに会員非会員問わず情報提供を行うことがある。

（A）法令に異基づく場合

（B）生命・身体または財産の保護のために必要不可欠で、本人の同意を得ることが困難な場合

（C）公衆衛生の向上または児童の健全な育成推進のために必要であり、本人の同意を得ることが困難な場合

（D）国機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要があり、尚且つ本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼす恐れがある場合

3.個人情報の共同利用

当社が保有する個人情報を特定の者との間で共同利用する場合は、あらかじめその個人情報の主体であるご本人に次の事項を通知し、当社ホームページ等により公表します。

1)共同利用する旨

2)共同して利用される個人データの項目

3)共同して利用するものの範囲

4)利用するものの利用目的

5)当該個人データの管理について責任を有する者の氏名または名称

4.個人情報の開示・情報利用の停止

当社は、当社が保有する個人情報の主体である本人から、書面により自己の情報について第三者提供による開示、変更、追加、削除、または利用停止の求めがあったときには、これに遅滞なく対応する。また会員との取引終了後、1年経過後には、会員の事前事後の承諾を得ることなく、会員の情報を削除する場合があります。

5.登録及び契約の完了

「会員登録申請書及び同意書」をVB事務局が受理し、書類に不備がないことを確認後、VBでの手続きが終了次第、登録及び契約完了とする。ただし申請内容に虚偽や不正確な情報の記載、及び記入漏れのあるものや二重登録にあたる申請は登録を認めない。また、登録及び入金の方が完了した年月日をそれぞれの会員登録日とし、登録完了の電子メールの送信をもって、契約は完了するものとする。

第17条（VBアフィリエイト報酬「特定利益」に関するルール）

1.アフィリエイト報酬とは、締め日（15日/末日）までの期間中、直接紹介した会員を含めて下位20段目まで

の会員のNFT購入及びアップグレードに対して支払われる報酬です。自身のNFT累計購入金額に応じて報酬が変動し、各段の購入金額に還元率を乗じた金額が報酬となります。

※詳細につきましては、5～6頁「VBアフィリエイトプログラム」をご参照ください。

2.アフィリエイト報酬を受け取るためには、VB会員である必要があります。

3.報酬の支払いは、原則毎15日締めの翌月10日払いと毎月末締めの翌月25日（金融機関休業日の場合は翌営業日）払いの毎月2回となっています。報酬は会員登録時に会員が登録した口座にお振込みいたします。

※報酬取得金額の合計が5,000円以上の場合、お振込みいたします。（5,000円未満の場合は繰越）

4.会員がクーリング・オフや解約・返品などにより払い戻しを受けた場合で、対象となる報酬がすでに支払われている場合には、その対象となったすべての報酬をすみやかに当社に返還する必要があります。

5.この権利は、獲得した会員本人以外に譲渡することはできません。

第18条（不保証）

当社は、下記の内容について保証するものではありません。

1.当社プログラム及び商品が、会員の特定の目的に適合することまたは期待する機能・商品的価値・正確性・有用性を有すること。

2.何らかの理由により当社が責任を負う場合であっても、当社は、会員の損害につき、過去12カ月間に会員が当社に支払った対価の金額を超えて賠償する責任を負わないものとし、また、付随的損害、間接損害、将来の損害及び逸失利益にかかる損害については、賠償する責任を負わないものとし、

3.当システムに関して、会員と第三者間において生じた紛争等については、当社は一切責任を負いません。

第19条（制裁措置）

当社が定める会員規約及び関連法規に抵触または違反する行為を行うこと、または公序・良俗に反する行為をした場合、また、会員としての資格要件を満たさない場合、他の会員及び会社との信頼関係を損なう事になる為諸般事情を考慮した上で、制裁措置としていずれかの処置が適用される場合があります。なお、警告・資格停止によっても本人の行動に更正が見られない場合、当社に対する長期にわたる債務不履行があった場合、会員登録の抹消処分を含め、本規約の条項に従って下記を含めて処置される場合があります。

1.注意・警告処分

2.資格停止（一定期間の活動停止及び、報酬の一部あるいは全部の停止）

3.登録の取消（会員資格の剥奪）

※当社の判断で登録を取消された場合は、いかなる場合も再登録できません

4.タイトルの剥奪

第20条（規約の範囲・変更・通知）

1.本契約は当社及び会員に適用します。会員は入会契約成立後、誠実に本契約を遵守する責務が発生します。

2.当社が随時、会員に対し通知する追加規定は、本規約の一部を構成します。本規約と追加規定が異なる場合には、追加規定を優先するものとし、

3.当社は、会員の承諾を得ることなく、本規約を変更でき、会員は当社からの通知後、その後の取引を行ったことをもって承諾するものとし、

4.当社から会員への通知は、本規約に別段の定めのある場合を除き、当社の情報提供媒体上に一般掲示、または当社が適当と認める方法により行われるものとし、

5.通知が電子メールで行われる場合、会員の電子メールアドレス宛に発信し、会員の電子メールアドレスを保有するサーバーに到着したことをもって会員への通知が完了したものとみなします。会員は当社が電子メールで配信した通知を延滞なく閲覧する義務を負うものとし、

なお、電子メールの閲覧とは、会員がそのサーバーに配置された電子メールを画面上開示し内容を熟読して確認することをいいます。

6.通知が当社の情報提供媒体上の一般掲示で行われる場合、当該通知が情報提供媒体に掲示され、会員が当該通知を閲覧することが可能となった際に会員への通知が完了したものとみなします。

第21条（抗弁権の接続の規定）

割賦販売法のローン提携販売、信用購入あっせんを利用する場合には、支払停止の抗弁ができます。

第22条（その他）

本規約は、2024年7月1日より実施するものとし、本契約、本規約に関して訴訟等の必要が生じた場合は、当社所在地における地方裁判所を第一審の管轄裁判所とします。